

新婚世帯を応援 新生活の住居費などの一部を補助

企画政策課 ☎・☎(582)1162 ☎(582)0539

☎以下のすべてに該当する世帯

- ・申請時に、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住居の住所である
 - ・令和8年1月1日～令和9年2月26日に婚姻届を提出し、受理されている
 - ・婚姻日に、年齢が夫婦ともに39歳以下
 - ・所得証明書をもとに、夫婦の令和7年分の合計所得金額を合算した金額が500万円未満
 - ・この補助金の交付を受けたことがない(他自治体での同様の補助金を含む)
 - ・夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理および難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有している
 - ・夫婦のいずれも、市税などの滞納がない
 - ・次の①～④のいずれかを夫婦ともに受講すること(動画視聴可。④は夫のみの受講可)
 - ①ライフデザイン支援講座、②プレコンセプションケアに関する講座
 - ②医療機関への妊娠出産に関する相談、④共家事・子育て講座
- ※各講座の動画と開催情報は、市HPでご覧いただけます。

補助対象経費(4月1日以降に発生した費用)

- ・住居費：結婚を機に、市内で住居を新築・購入または賃借する費用(家賃、敷金、礼金など)
- ・引っ越し費用：結婚を機に、市内の住居に引っ越しする際に、引っ越し業者または運送業者に支払った費用
- ・リフォーム費用：市内の住居をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用

補助率

1世帯当たり上限30万円

※夫婦ともに29歳以下で、親世帯と同居の場合は上限60万円

☎令和9年2月26日(金)まで(予算に達し次第受付終了)。

☎詳しくは、市HPをご覧ください。上記へお問い合わせください。



ホームページ

高齢者などの ごみ出しを支援

家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な人(高齢者など)は、申請により交付を受けた「前日排出シール」をごみ袋の氏名欄に貼り付け、指定日前日の午後4時から、集積所へのごみ出しができます。



☎市内在住で、次のいずれかに該

当する世帯かつ、家庭ごみをごみ集積所まで運ぶことが困難な高齢者など

☎要介護、要支援、総合事業対象者認定を受けた人のみで構成する世帯

☎身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人のみで構成する世帯

☎☎と☎のみで構成する世帯

対象のごみ 焼却ごみ、破碎ごみ、おむつエフ

☎申請方法など詳しくは、下記へお問い合わせください。市HPをご覧ください。



ホームページ

☎・長寿政策課(☎、☎の申請)

☎(584)5474 ☎(581)0203

・障害福祉課(☎、☎の申請)

☎(582)1168 ☎(581)0203

・ごみ減量推進課(ごみ収集)

☎・☎(584)4692 ☎(584)4818

感震ブレーカー設置 促進事業補助金

感震ブレーカーとは、地震の大きな揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として電気の供給を遮断し、通電火災を防止する器具です。

家屋の焼失や延焼の拡大を防止し、市民・地域の防災力が向上するよう、感震ブレーカーの設置に対して補助金を交付します。

☎市内に所在し、感震ブレーカーと同等の機能を有する分電盤が設置されていない、新築でない住居
補助対象機器 分電盤タイプ

※センサーで揺れを感知し、電力供給が遮断され、感震機能付住宅用分電盤規格(JWDS0007付2)に定める構造と機能を有するもの

補助金額 補助対象経費の2分の1(上限額2万円)

※千円未満の端数は切り捨て

☎・感震ブレーカーの設置前に申請要

・予算がなくなり次第終了



ホームページ

☎危機管理課

☎(582)1119 ☎(583)5066